

保全計画作成業務仕様書

令和元年度

札幌市経済観光局中央卸売市場

保全計画作成業務仕様書

第1節 一般事項

1. 1 適用

- (a) 本仕様書は、市有施設中央卸売市場の保全計画作成業務に適用する。
- (b) 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- (c) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番とする。
 - (1) 契約書
 - (2) 業務仕様書

1. 2 用語の定義

仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、当該業務の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
- (2) 「施設管理者」とは、施設の管理又は運営に携わる者をいう。
- (3) 「受託者等」とは、当該業務契約の受託者又は契約書の規定により定めた受託者側の業務責任者をいう。
- (4) 「業務責任者」とは、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために担当職員及び施設管理者との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。
- (5) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、受託者側の担当者をいう。
- (6) 「担当職員の承諾」とは、受託者等が担当職員に対し書面で申し出た事項について、担当職員が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「担当職員の指示」とは、担当職員が受託者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面若しくは口頭によって示すことをいう。
- (8) 「担当職員と協議」とは、協議事項について、担当職員と受託者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「担当職員の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、担当職員がその場に臨むことをいう。
- (10) 「業務の検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了を確認するために、発注者が指定した者が行う検査をいう。

1. 3 受託者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用にかかる費用は、特記がある場合を除き受託者の負担とする。
- (b) 業務の実施に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受託者の負担とする。
- (c) 業務の実施に必要な消耗品等は、受託者の負担とする。

1. 4 業務の成果物

- (a) 業務の成果物については、別添の保全計画作成要領に従い作成し、委託者に引き渡すものとする。ただし、保全計画作成要領により難しい場合には、予め担当職員と協議し、承諾を得なければならない。
- (b) 受託者は、担当職員の指示があり、これに同意した場合には、履行期間途中においても、成果物の引渡しを行わなくてはならない。

1. 5 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を十分に理解するとともに遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務の実施

2. 1 業務着手

受託者は、契約書に定める日から業務に着手しなければならない。この場合において、業務責任者が業務の実施のため担当職員との打合せを開始することをいう。

2. 2 提出書類

- (a) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届・業務責任者通知書（経歴及び資格に関する書類を含む）・業務日程表を担当職員を経て委託者に提出しなければならない。
- (b) 受託者が委託者に提出する書類の様式及び部数は、担当職員の指示によるものとする。

2. 3 業務計画書

- (a) 受託者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (b) 業務計画書には、次の事項を記載するものとする。
 - (1) 業務の実施体制（業務責任者、業務担当者等）
 - (2) 業務工程計画
 - (3) 業務担当者の有する資格
- (c) 受託者は業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にした上、その都度担当職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

ただし、軽易な変更等で予め担当職員の承諾を得たものは、変更業務計画書の提出は必要ないものとする。

2. 4 守秘義務

受託者は、契約約款の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしはならない。

2. 5 成果物の利用等

- (a) 受託者は、委託者に対し、成果物の利用を許諾する。また、成果物の内容を自由に公表することを許諾する。
- (b) 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、予め、委託者の承諾を得た場合にはこの限りではない。

2. 6 貸与品等

- (a) 業務の実施に当たり、保全計画作成要領、様式集等（CD-ROM）一式、調査施設図書一式を貸与する。担当職員若しくは施設管理者から貸与された図書等については、注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において原状に復するものとする。
- (b) 受託者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに返却しなければならない。
- (c) 受託者は、貸与品等を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。

2. 7 業務の記録

- (a) 受託者は、担当職員と協議した結果について記録を整備する。
- (b) 受託者は、業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、担当職員と協議の上、省略することができる。
- (c) (a)、(b)の記録について、担当職員より請求された場合は、受託者は担当職員に提出又は提示する。

2. 8 業務責任者

- (a) 受託者は、業務責任者を定め担当職員に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、業務責任者は日本語に堪能でなければならない。
- (b) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び担当職員の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。
- (c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とし、資格要件は、特記とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

2. 9 業務担当者

業務担当者は、業務に必要な知識及び技術を有するものとする。

2. 10 施設の訪問等

- (a) 保全計画を作成するに当たり、施設を訪問する際は事前に担当職員に通知するとともに施設管理者と連絡を取り日程等の調整を図ること。
- (b) 施設管理者との調整が困難な場合には、担当職員の指示を受けるものとする。
- (c) 訪問時において、施設及び付属の備品、設備、機器類に損傷を与えないように注意しなければならない。なお、損傷等を与えた場合は受託者の責任と費用負担において原状に復するものとする。

2. 11 加入すべき保険

業務遂行のために必要と思われる保険については、受託者の責任で加入しなければならない。

2. 12 業務の安全衛生

業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。

2. 13 担当職員の立会い

実地で行う施設の診断等、業務の実施に際して担当職員の立会いを求める場合は、予め申し出るものとする。

2. 14 業務の中間確認等

- (a) 業務着手後、必要に応じて業務の進捗状況を報告するものとする。
- (b) 可能な限り個別修繕内容書を反映させた長期修繕計画書を、令和元年10月末日まで提出のこと。

第3節 業務の検査

3. 1 業務の検査

受託者は、契約書に基づき、その支払にかかる請求を行うときは次の書類を提出し、委託者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。

- (1) 契約書、業務仕様書
- (2) 業務計画書、業務の記録
- (3) 成果物
- (4) その他検査に必要な資料

第4節 その他

4. 1 服装等

施設の現地確認等の際には、業務責任者及び業務担当者は業務に適した服装及び履物で業務を実施しなければならない。施設を利用する市民その他に不快な印象を与えてはならない。

4. 2 留意事項等

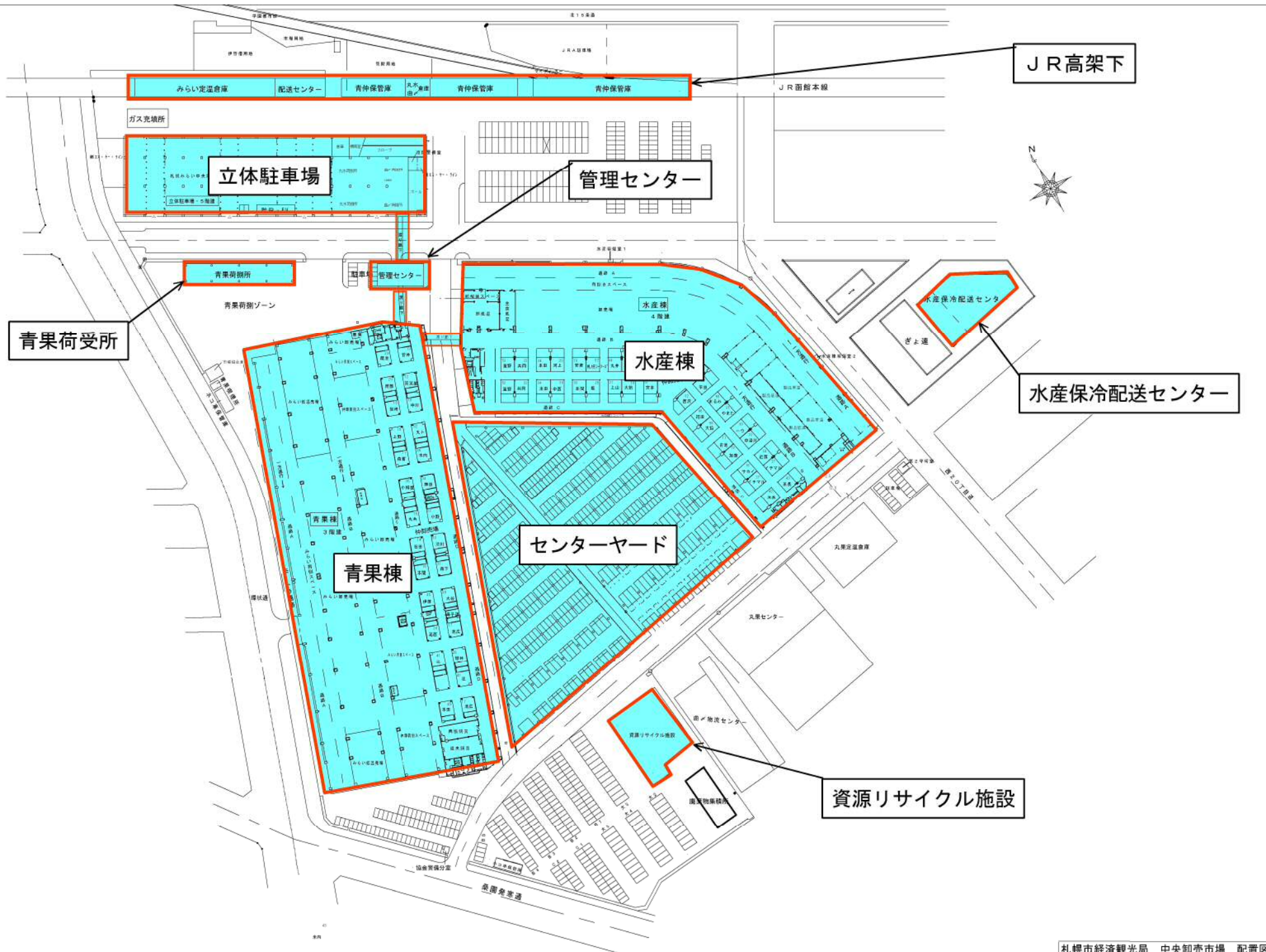
施設を利用する市民、職員等の妨げにならないように十分注意するとともに、業務に係のない場所及び室への出入りは禁止する。

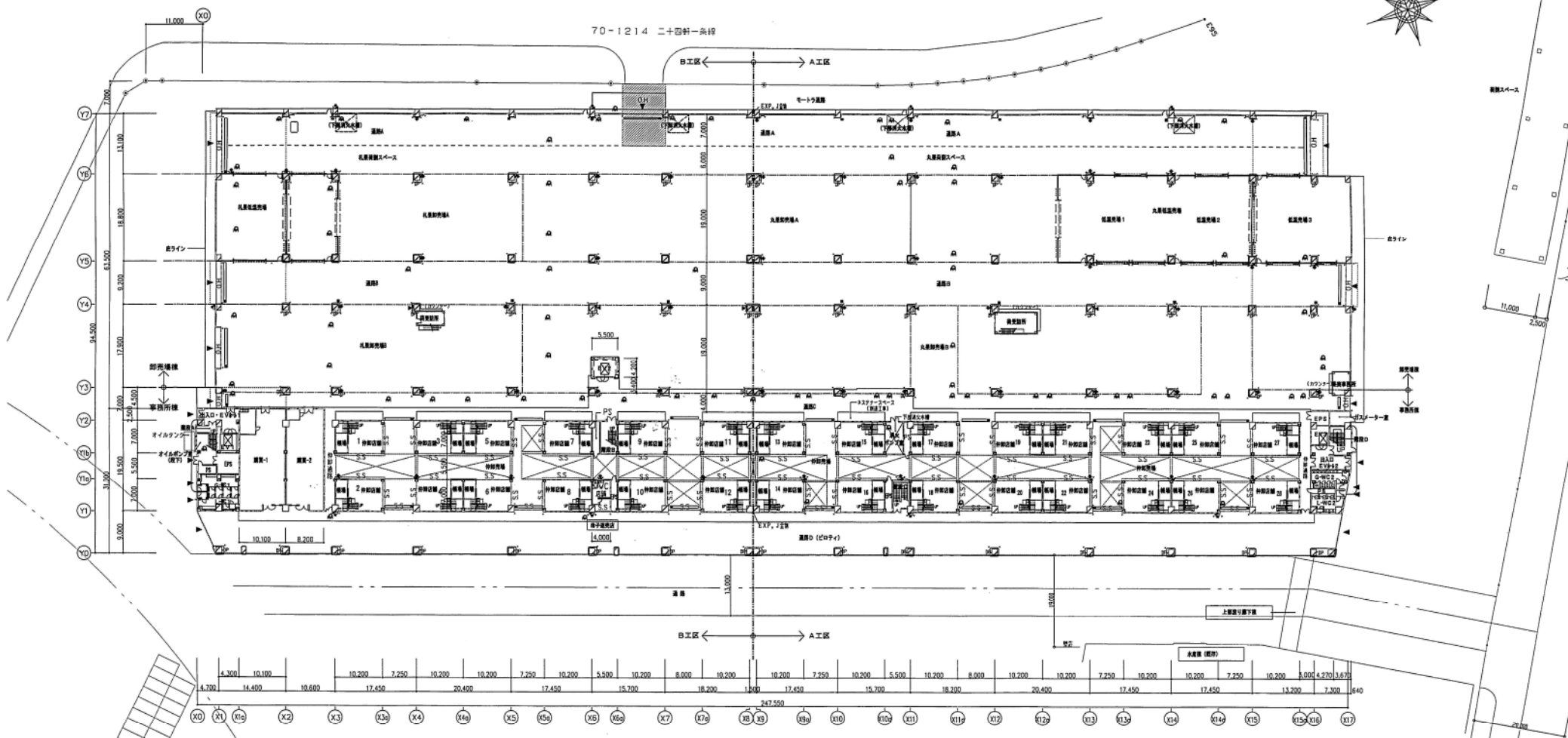
また、現地確認等の際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合には、施設管理者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

なお、別途発注する関連業務の受託者と十分に連絡、調整を図り、保全計画の内容の整合を図ること。

4. 3 グリーン購入法

業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。



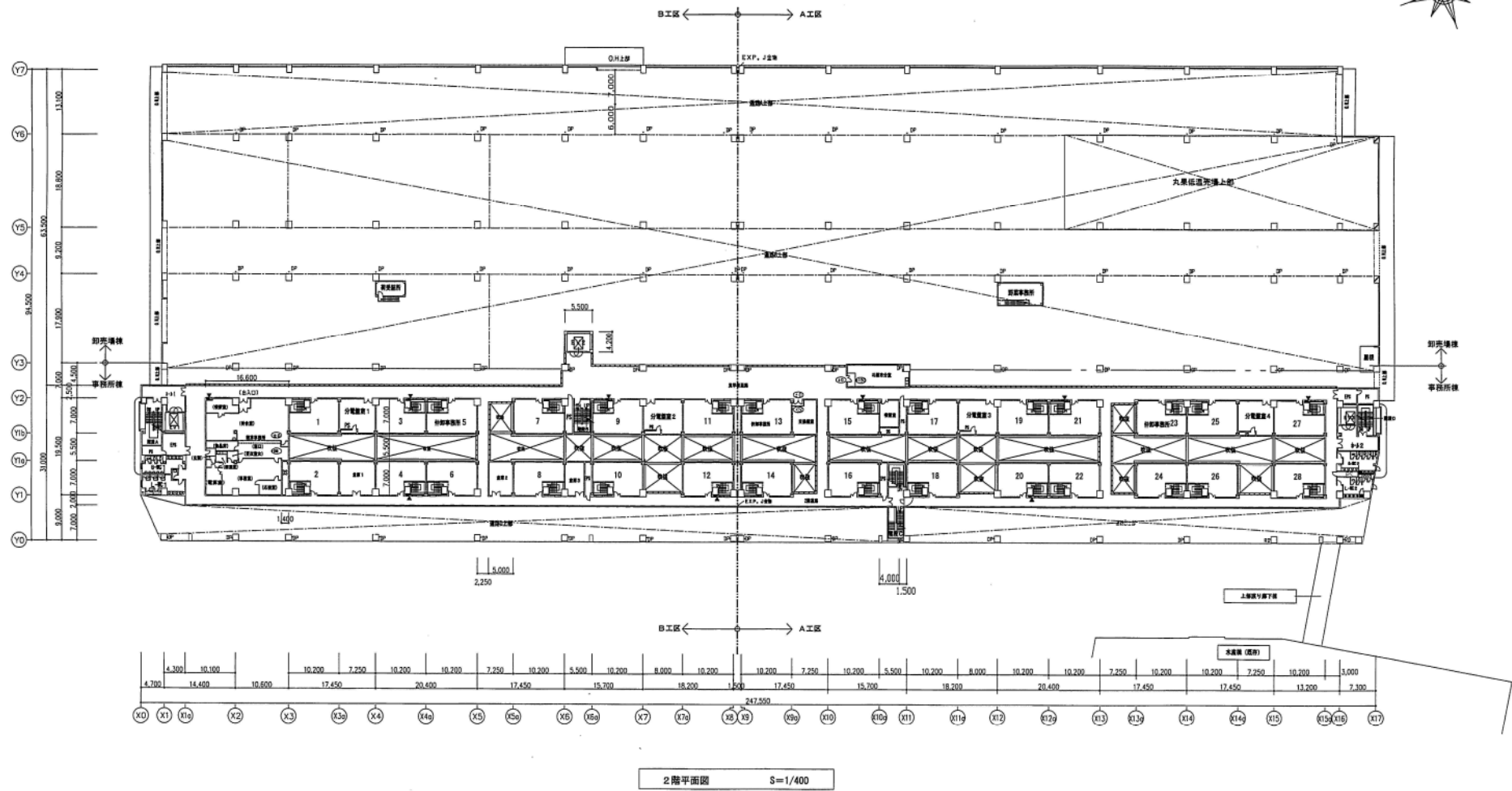


- 凡例
- 凡例
 - R.C.壁
 - L.G.壁
 - 出入口位置
 - ビット範囲
 - ロードヒーティング範囲
 - スラブレベル範囲
 - 屋外消火栓
 - 屋内消火栓
 - 移動式消火栓
 - マンホール 600A - 50+5 B1E - 30+5 B1E - 20+5
 - 雨水井 450A

1階平面図 S=1/400

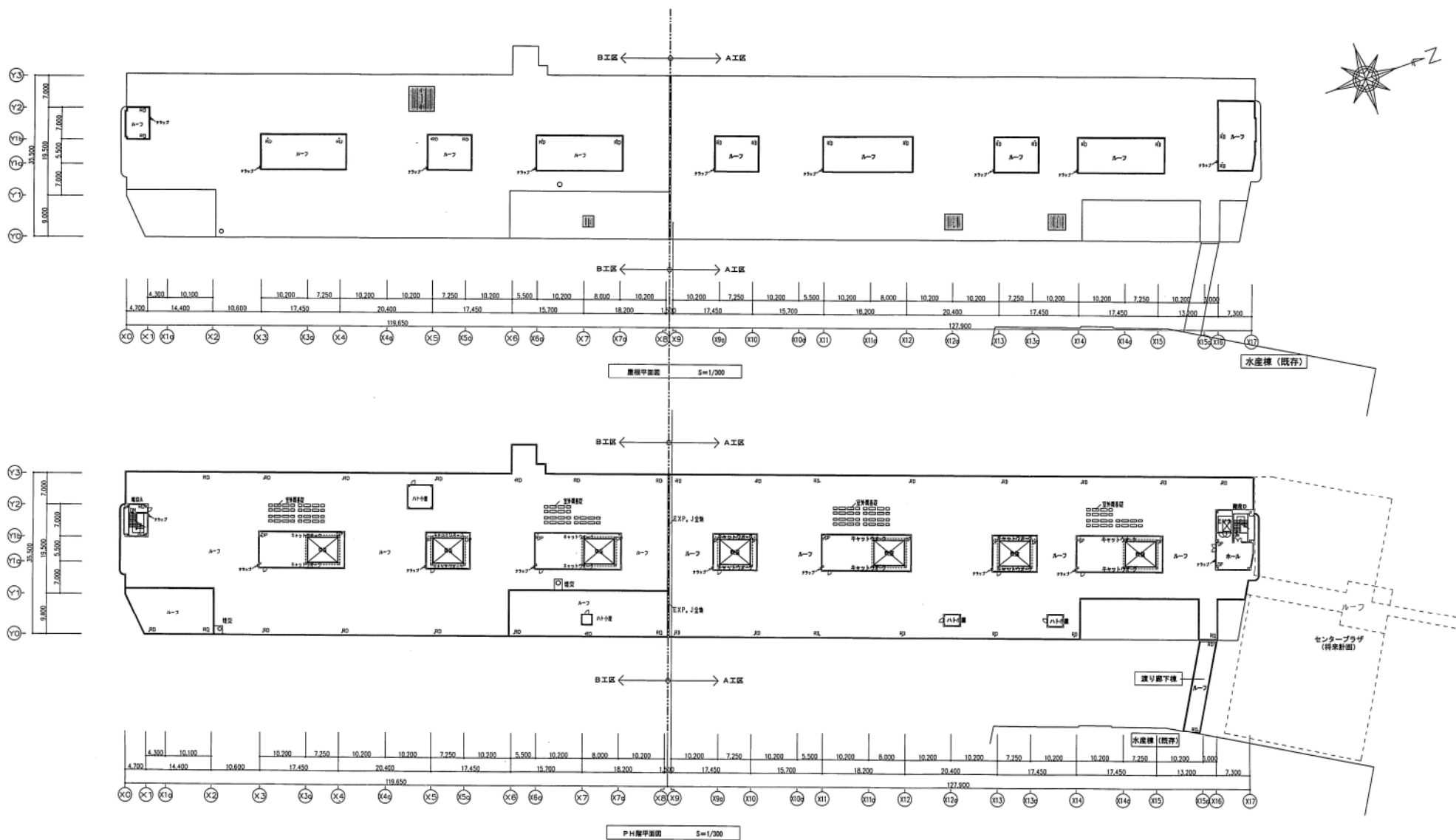
青果棟 1階 平面図

設計者	ドール・久米設計特定共同企業体	設計年	2004	所在地	札幌市中央区南一丁青果棟新築工事 A工区
設計者	1級建築士 登録 第 81616 号 本間 秀雄	設計者	1級建築士 登録 第 22777 号 佐藤 孝一	設計者	1級建築士 登録 第 22777 号 佐藤 孝一
設計者	1級建築士 登録 第 81616 号 本間 秀雄	設計者	1級建築士 登録 第 22777 号 佐藤 孝一	設計者	1級建築士 登録 第 22777 号 佐藤 孝一

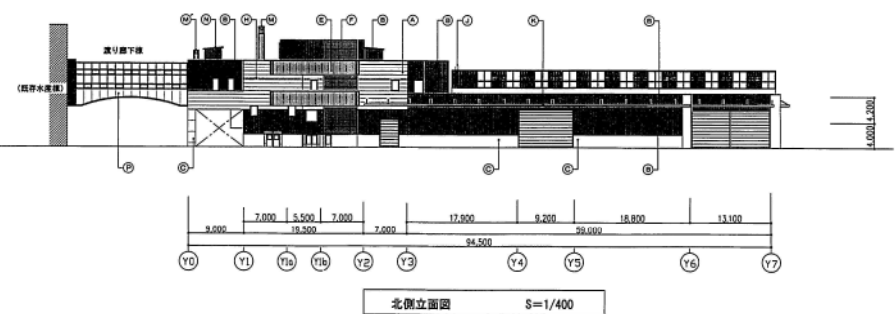
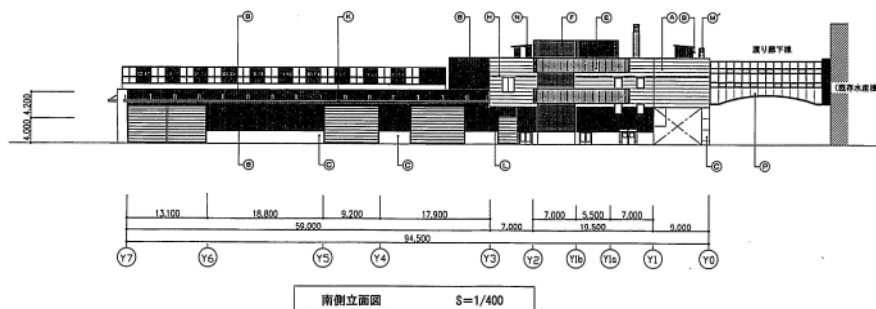
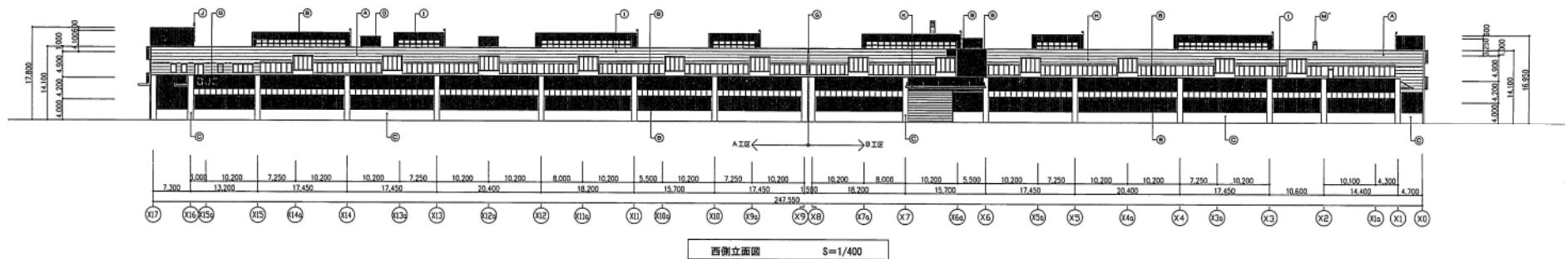
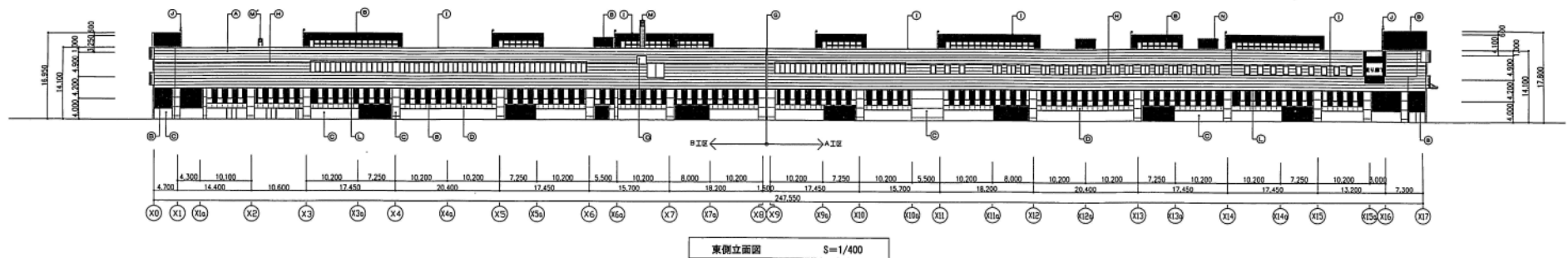


凡例
LG 5 型
床仕上げレベル
屋内消火栓

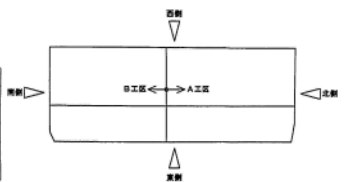
青果棟 2階 平面図

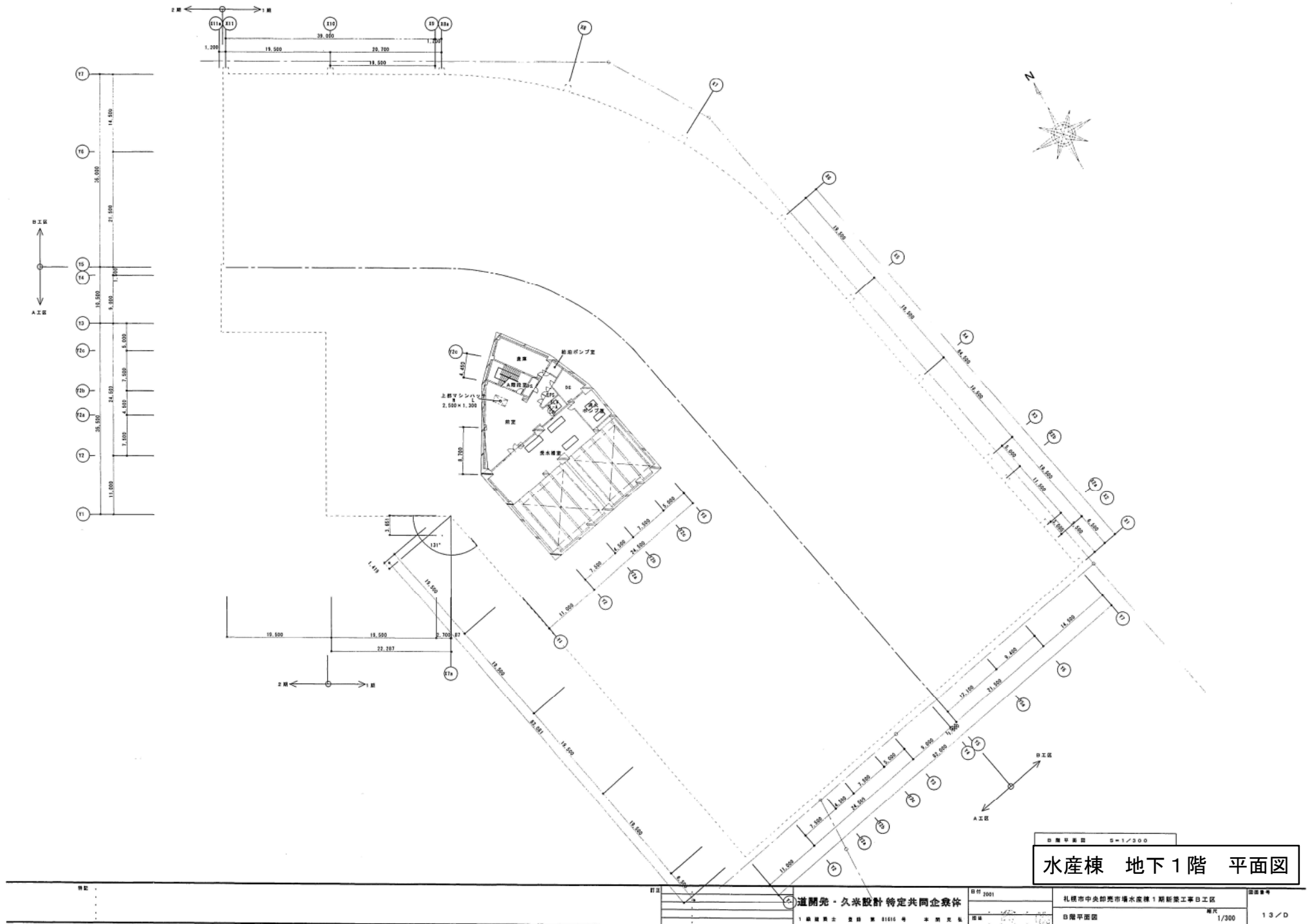


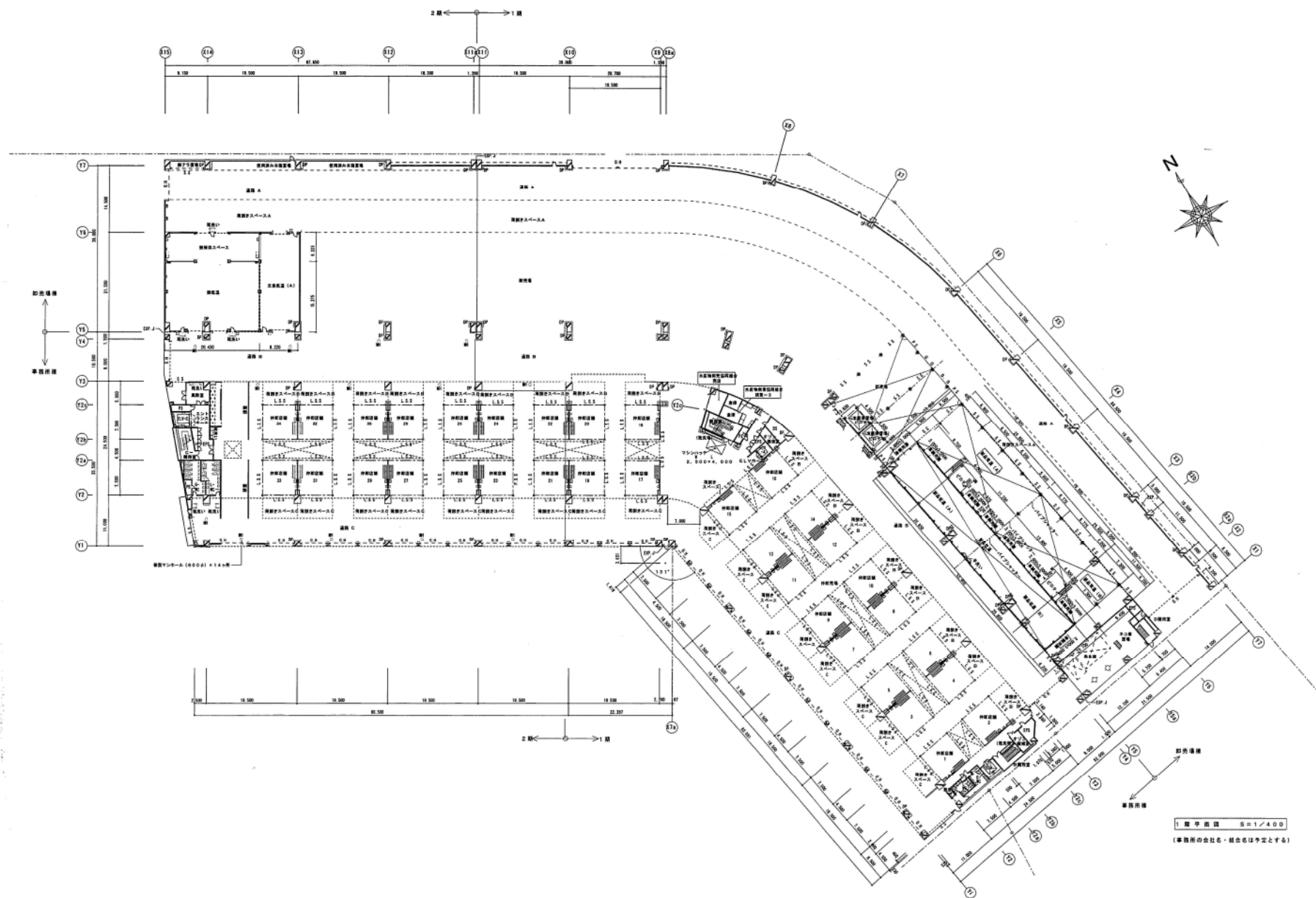
青果棟 P H 階 平面図



凡例		仕上		仕上		仕上			
符号		符号		符号		符号			
㊦	壁：新築サウディッチ(パネル 125)	㊦	ガラスブロック壁	㊦	底：アルミ汎加工 A-B-E	㊦		㊦	アルミプレート11.5
㊧	壁：内漆カラー新築10.4種(新築98112.5下地)	㊧	ミッドJ. 内飾：アルミ既製品 A-E	㊧	壁：アルミ汎加工 E (A-B-E)	㊧		㊧	壁名表示
㊨	壁：コンクリート打設した上層木製石膏	㊨	アルミボード A-B-E	㊨	扉：SUS 2.0 20仕上	㊨	㊨	㊨	㊨
㊩	壁：化粧パネル板	㊩	床：アルミ既製品 (一般定木)	㊩	扉：SUS 2.0 20仕上	㊩	㊩	㊩	㊩
㊪	壁：アルミスパンデル貼(コーナークラシ加工)	㊪	タラップ：アルミタラップ	㊪	扉：カラー扉	㊪		㊪	アルミ防雪板

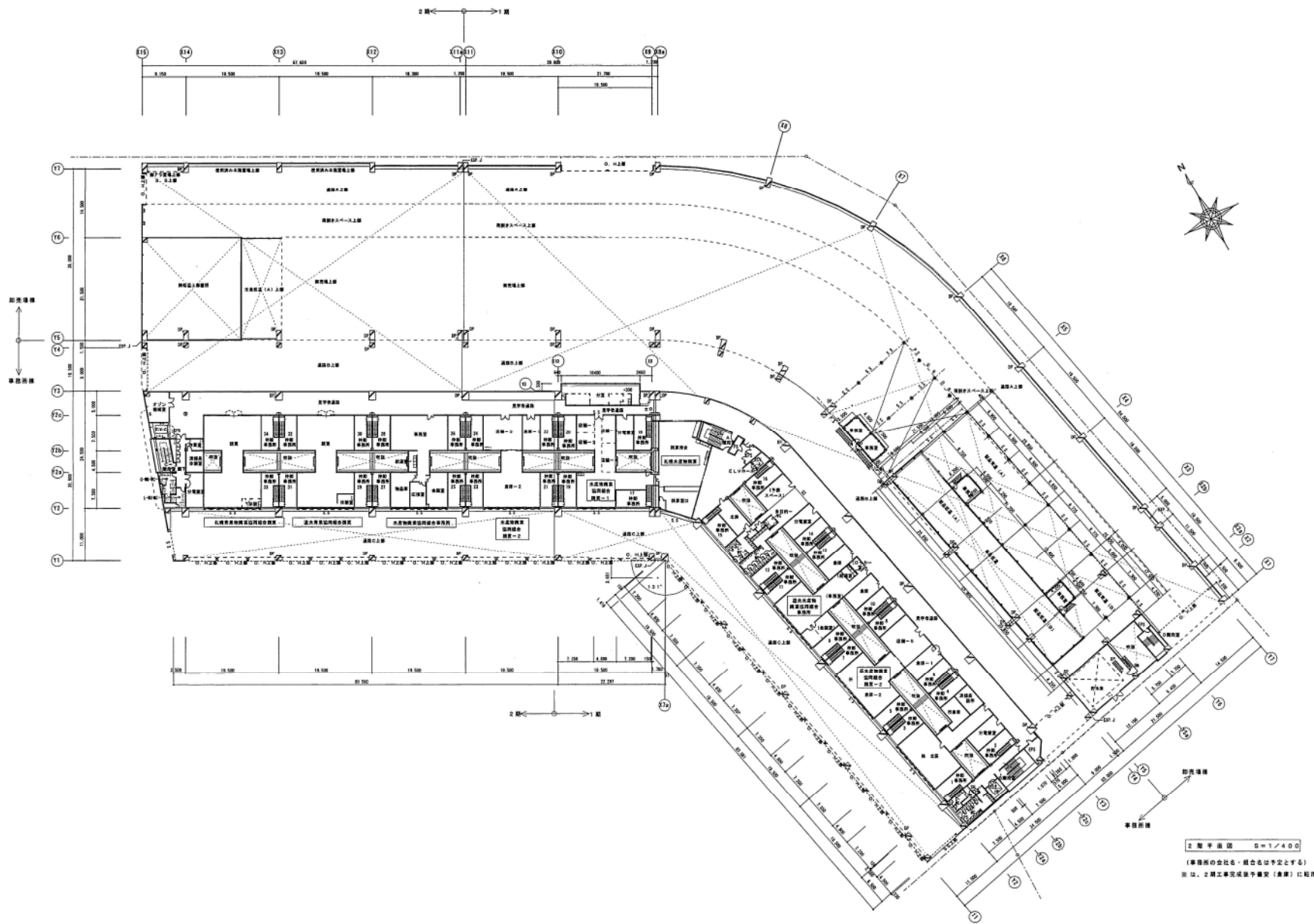






水産棟 1階 平面図

特記	訂定	ドール・久米設計特定共同企業体	日付 2002	札幌市中央卸売市場水産棟2期新築工事	図面番号
		1 級建築士 登録第 81616 号 木 田 茂 夫	概略	全体 1 階平面図	16 / 9
				縮尺 1/400	



水産棟 2階 平面図

特記

訂正

ドーコン・久米設計特定共同企業体

日付 2002

札幌市中央卸売市場水産棟2期新築工事

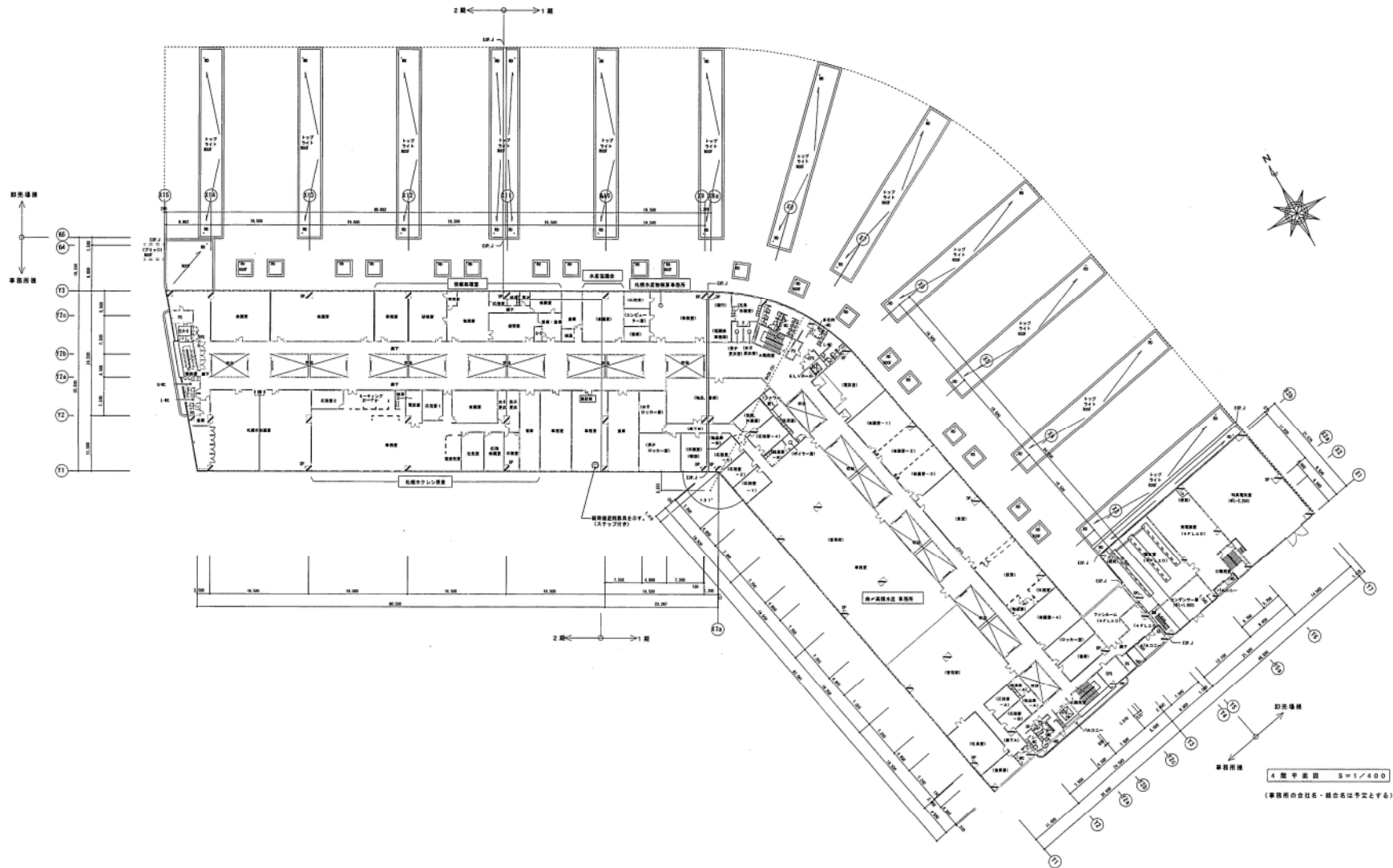
図面番号

1 級建築士 登録第 81016 号 本 図 表 紙

全体2階平面図

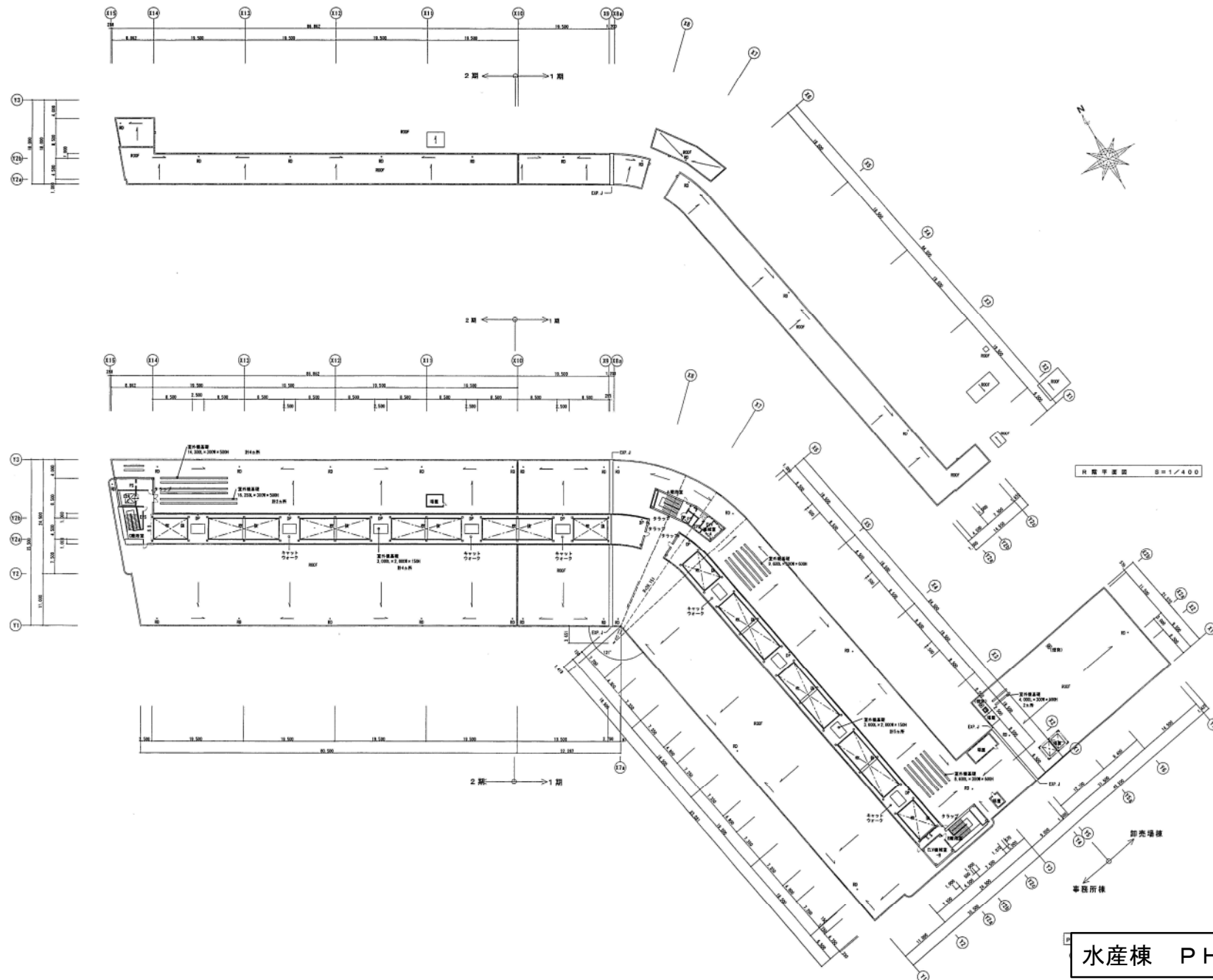
縮尺 1/400

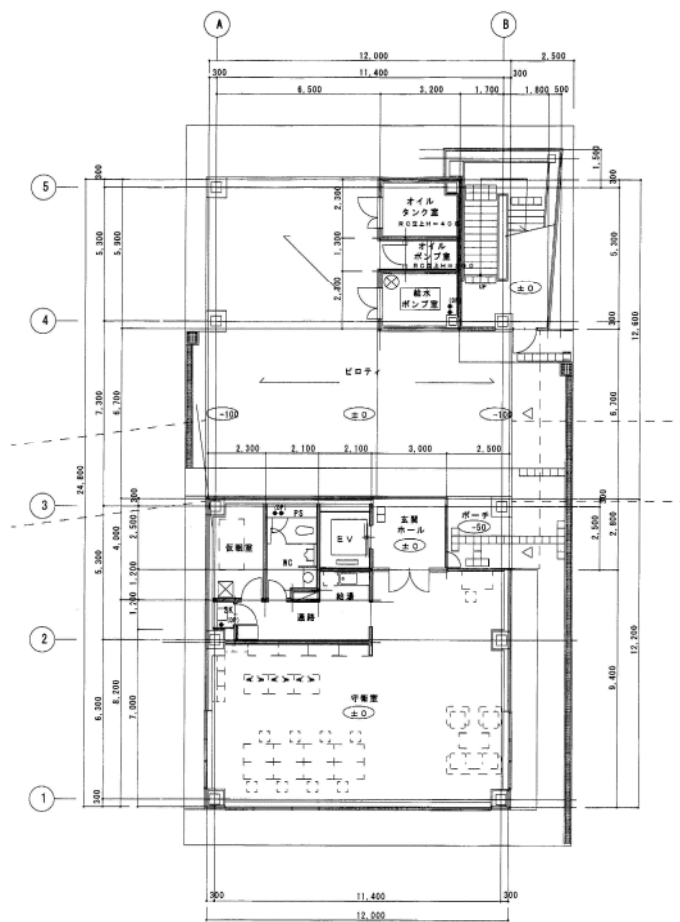
17/0



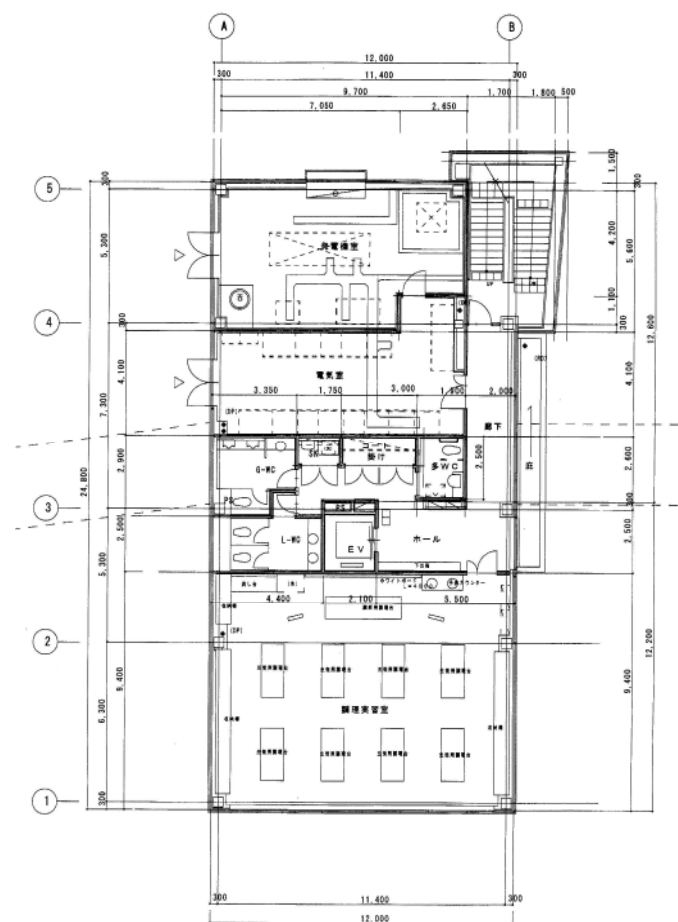
水産棟 4階 平面図

特記 1. 本図は、本設計の範囲内でのみ有効である。	訂正 1. 本図は、本設計の範囲内でのみ有効である。	ドーコン・久米設計特定共同企業体 1. 本図は、本設計の範囲内でのみ有効である。	日付 2022 図面番号 19/0 全体4階平面図 縮尺 1/400
-------------------------------	-------------------------------	---	---





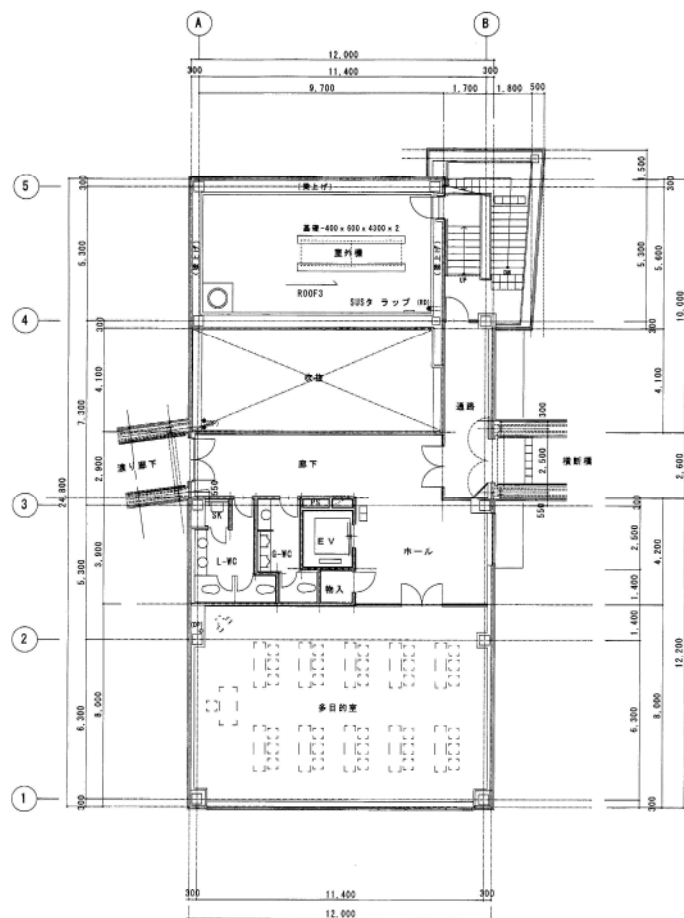
1F 平面図 1/100



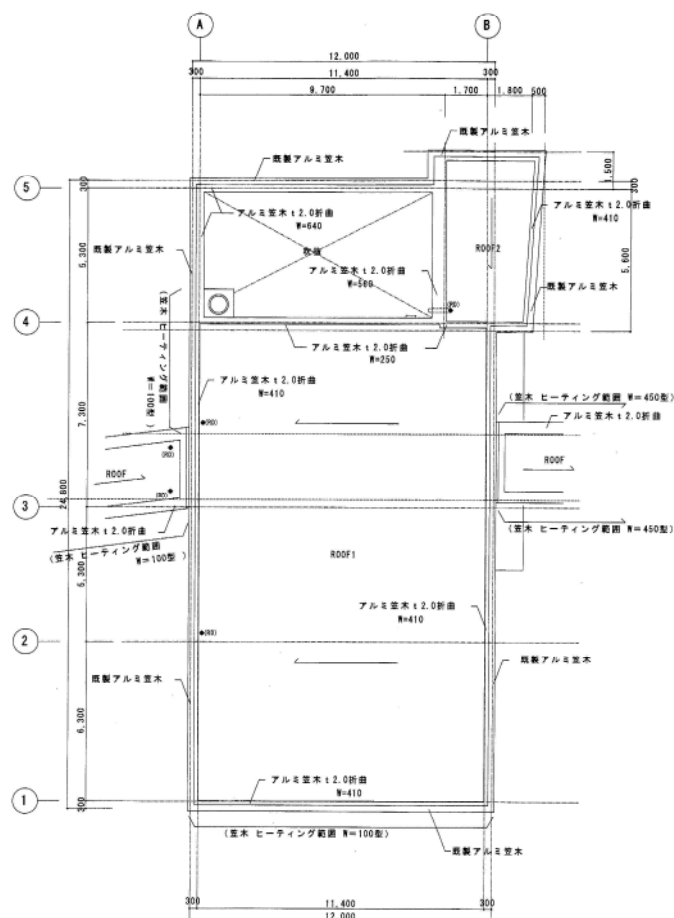
2F 平面図 1/100



管理センター 1・2階 平面図



3 F 平面図 1/100

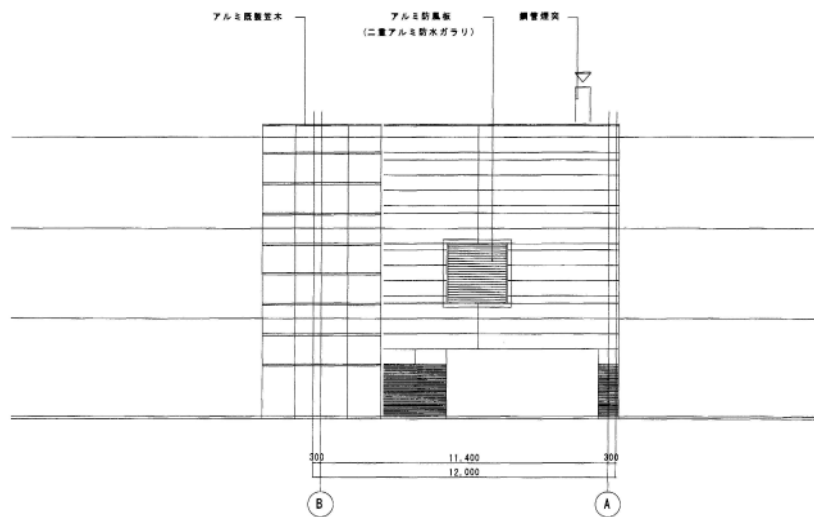


R F 平面図 1/100

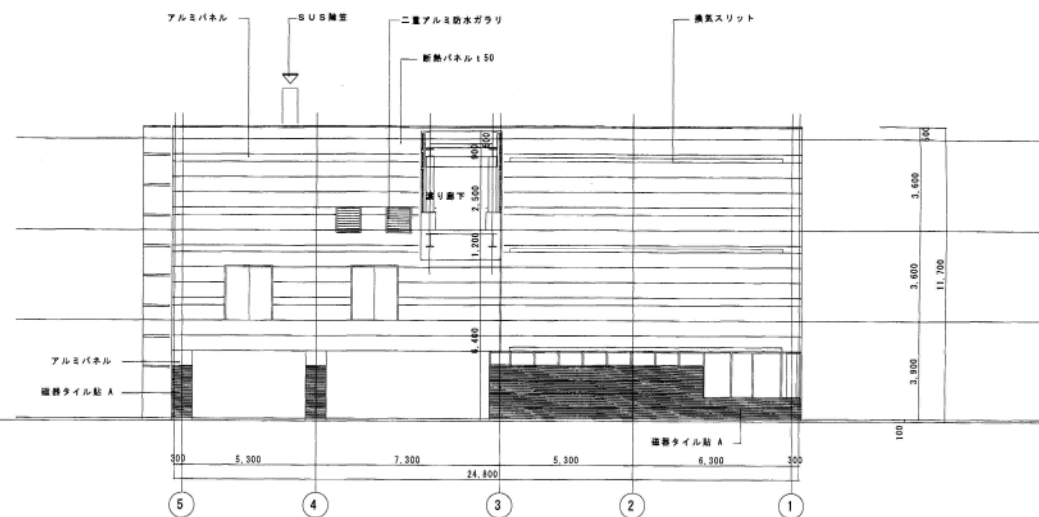


管理センター 3・R階 平面図

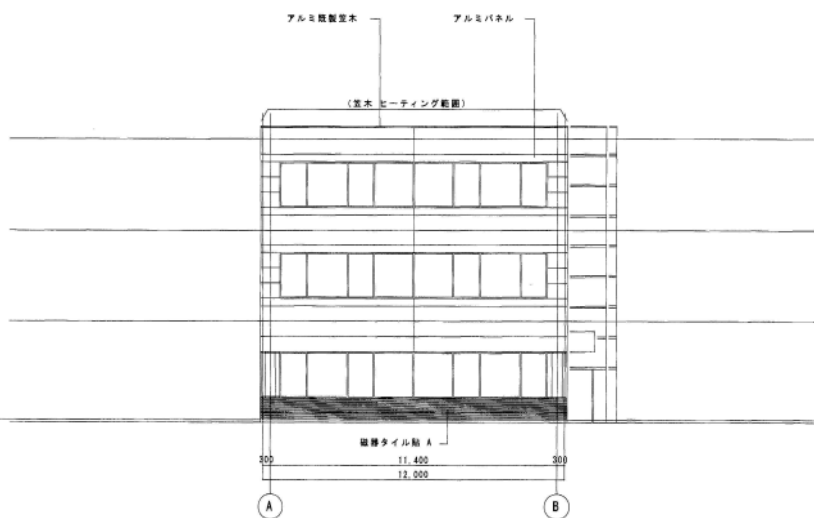
特記 . .	訂正 . . .	ドーコン・久米設計特定共同企業体 1 建築士 2 建築士 3 建築士 4 建築士 5 建築士	日付 2006 図面番号 1/100	札幌市中央卸売市場 防災センター新築工事 3・R階 平面図 1/100 15/D
--------------	-------------------	---	-----------------------------	---



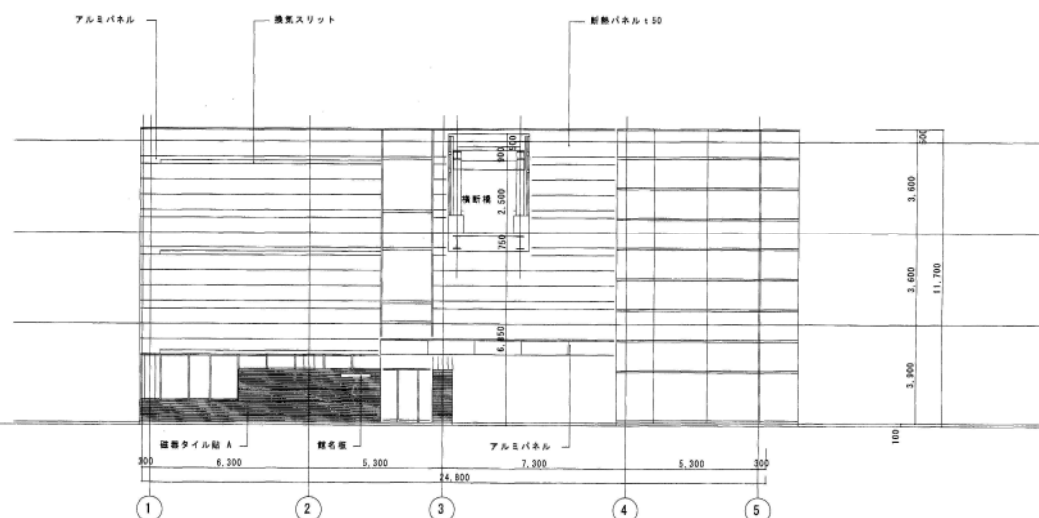
西側立面図



南側立面図

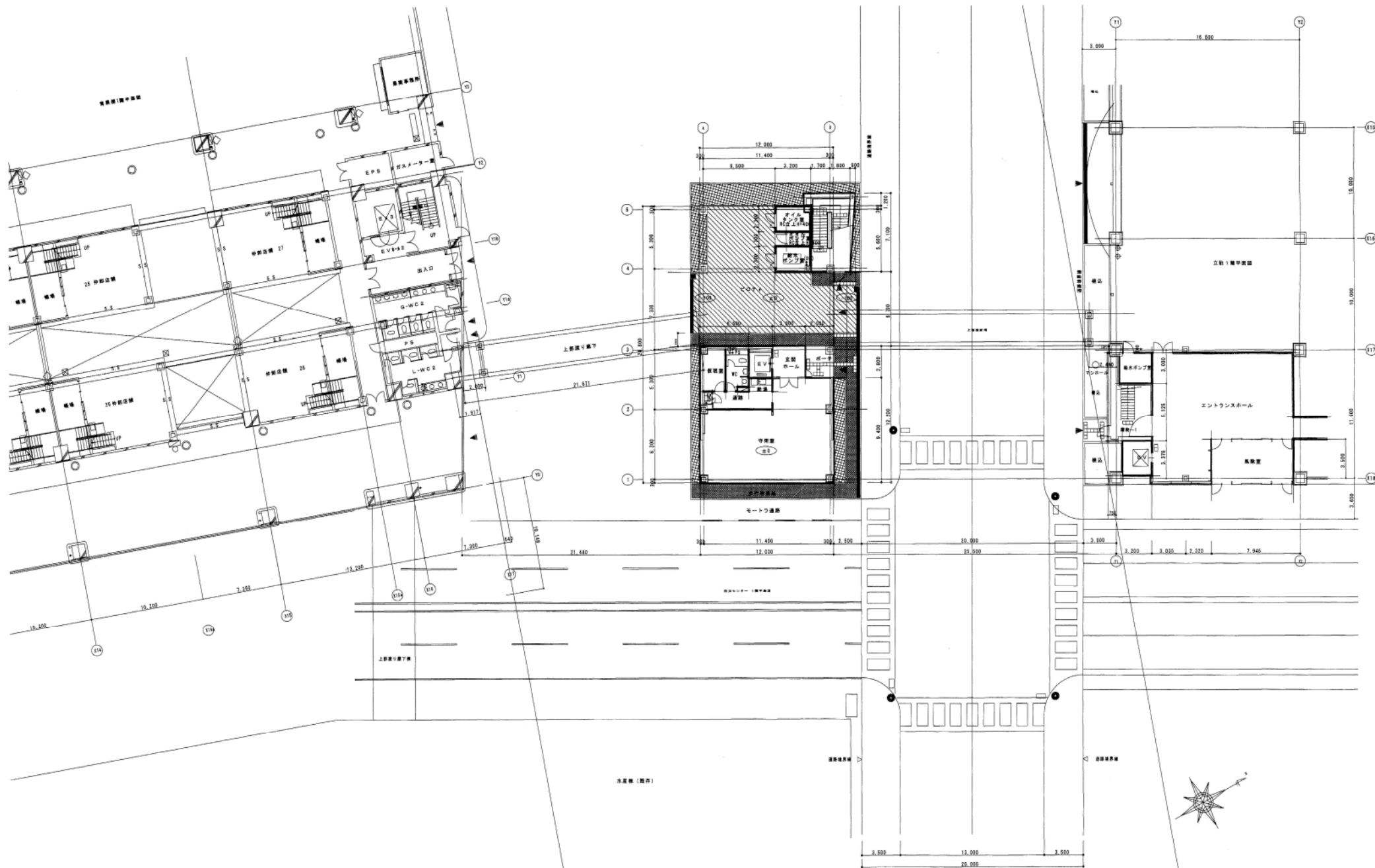


東側立面図



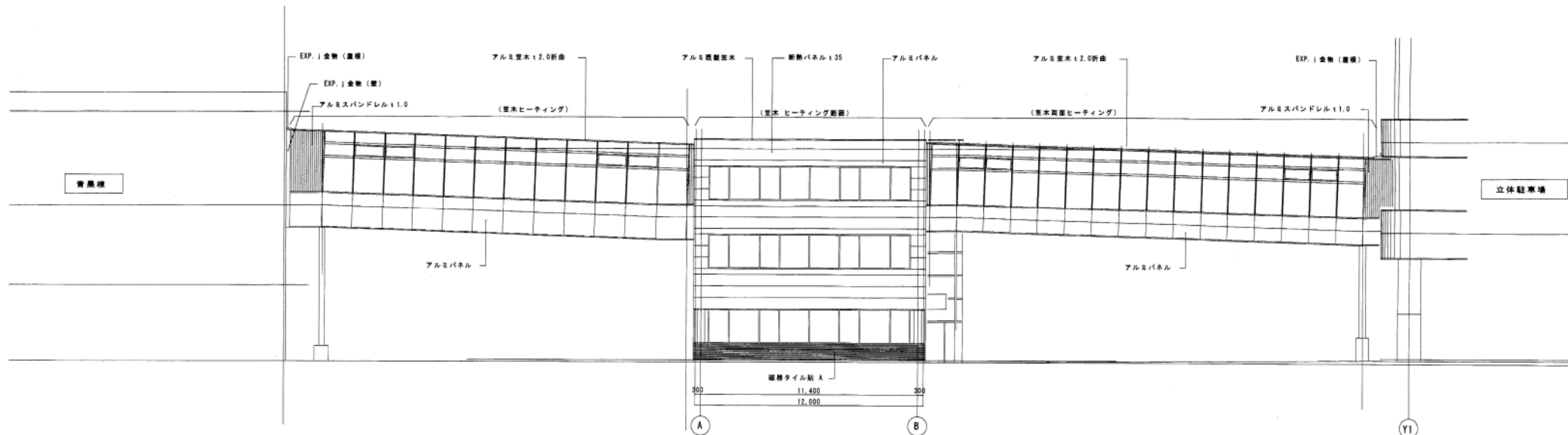
北側立面図

管理センター 立面図

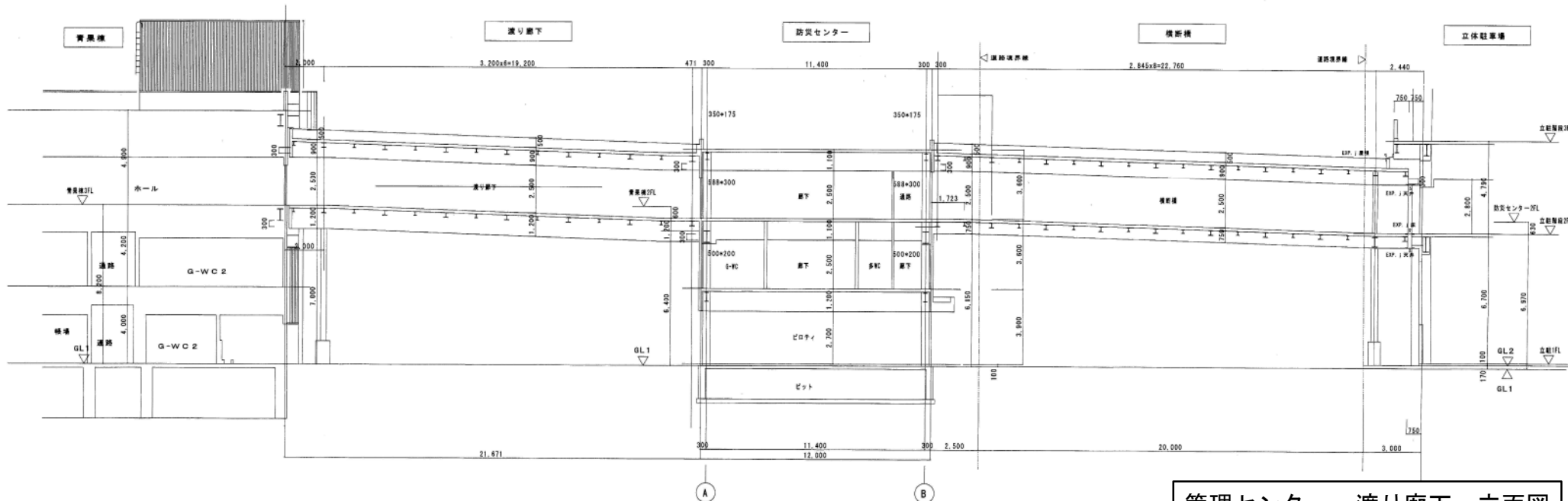


管理センター 渡り廊下 1階 平面図

設計 2004 1 階 平面図 1/100	訂正 1 階 平面図 1/100	設計 2004 1 階 平面図 1/100	設計 2004 1 階 平面図 1/100
--	---------------------------------------	--	--

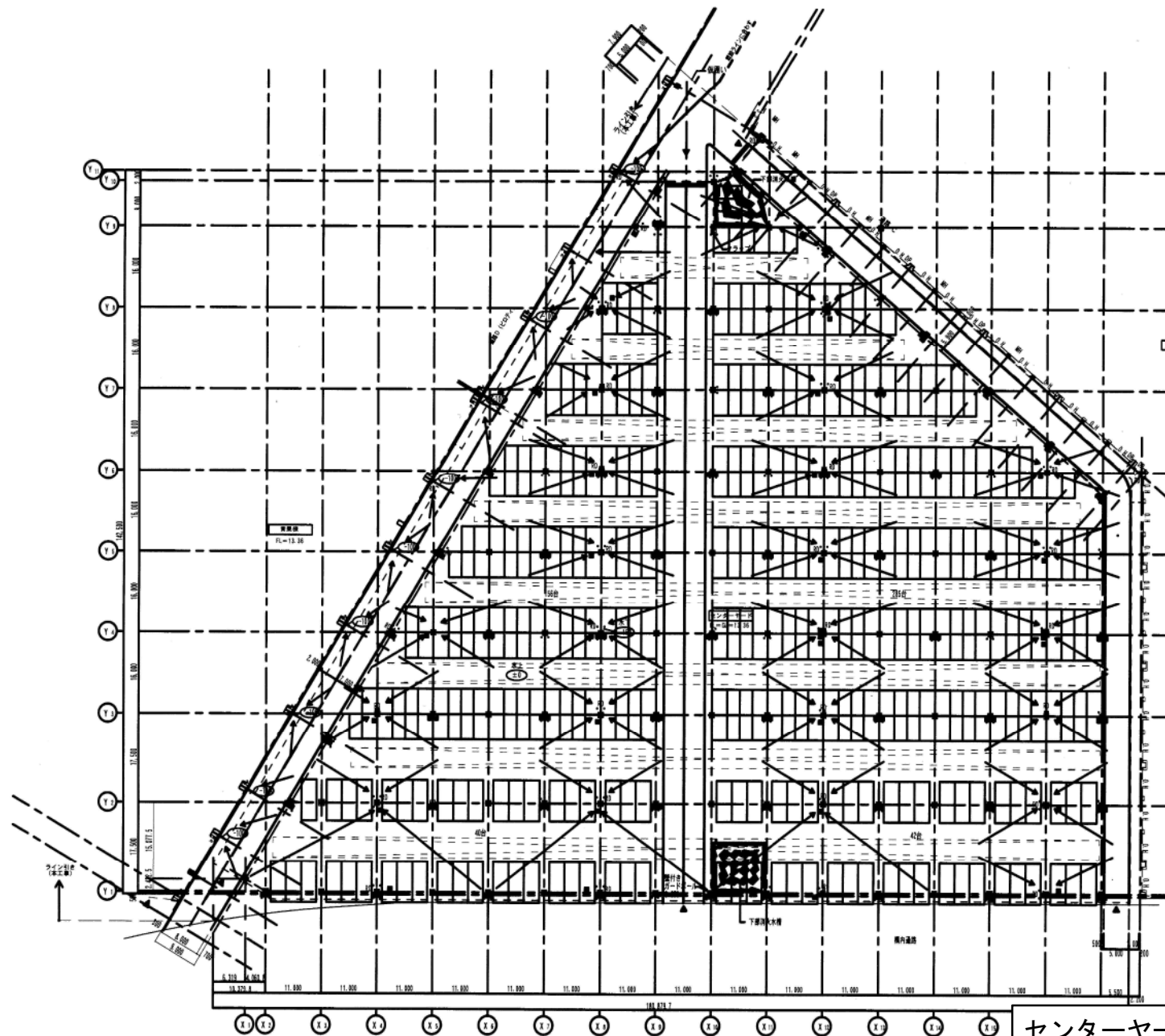


東側立面図



全体断面図

管理センター 渡り廊下 立面図



- 凡例
- 凡例記号は13.38=
- 移動式貯米装置
- マンホール
- 案内標 600角
- 外観図表示
- ガードポール (壁付)
- 特記なきはD-500

センターヤード 1階 平面図

特記

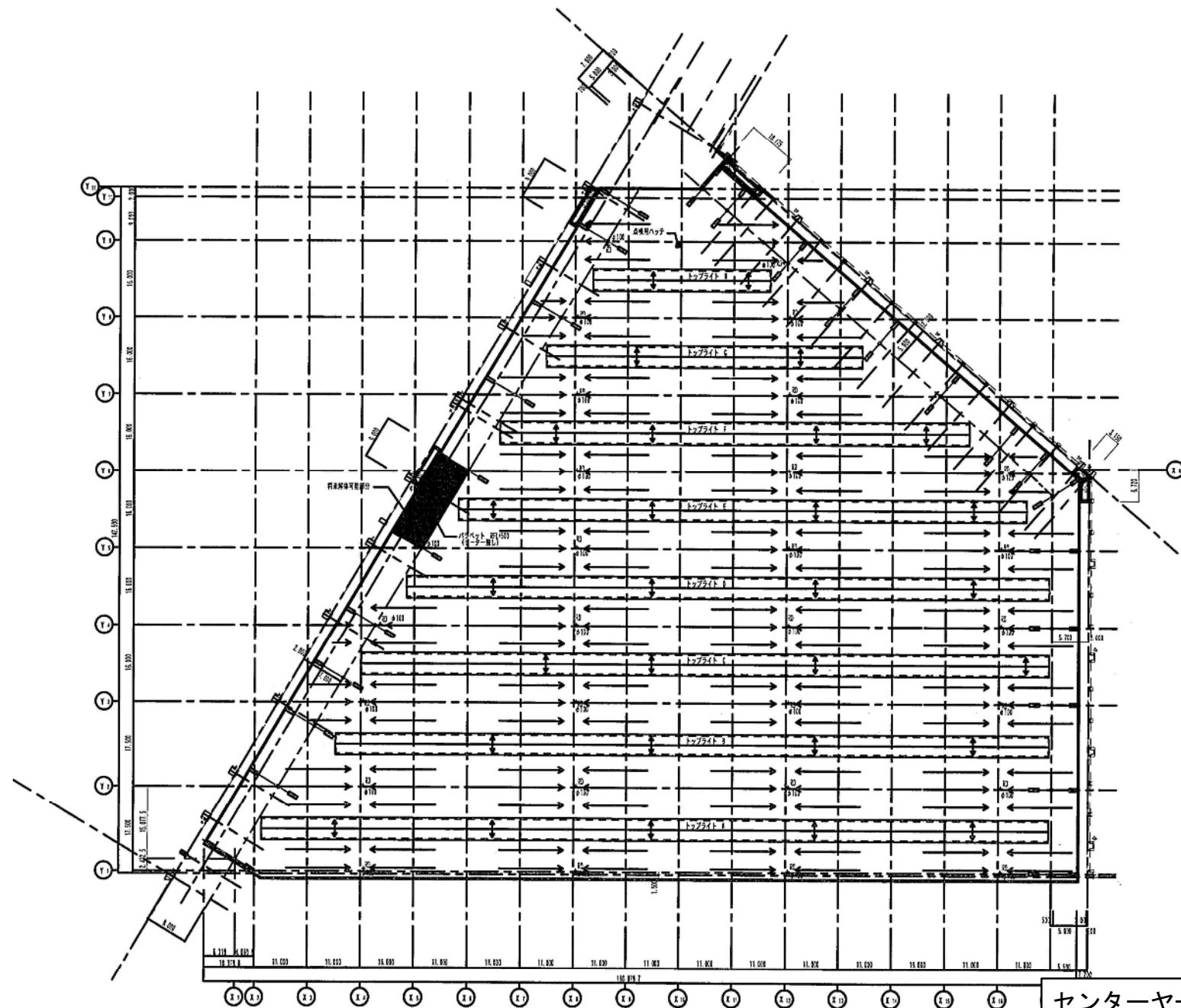
訂正

ドーコン・久米設計特定共同企業体

札幌市中央卸売市場センターヤード新築工事

1階平面図

9/D



センターヤード 屋上階 平面図

特記

訂正

ド・コン・久米設計 特定共同企業体

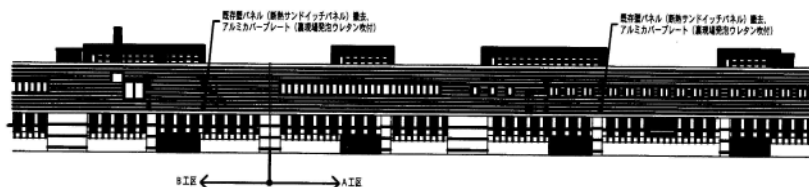
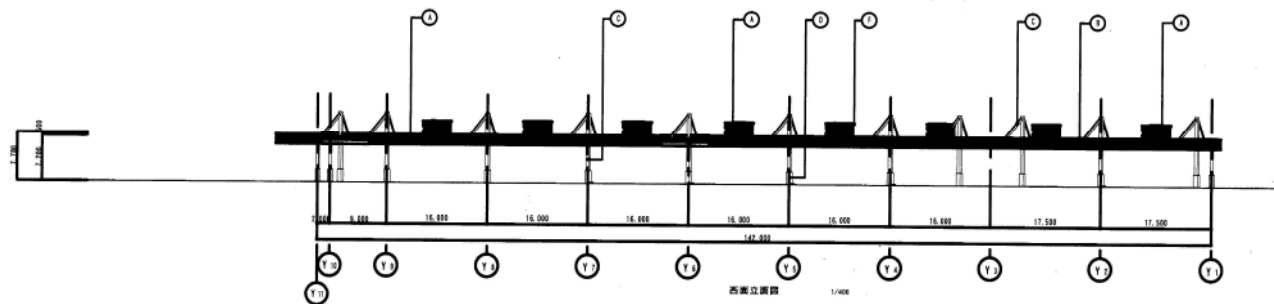
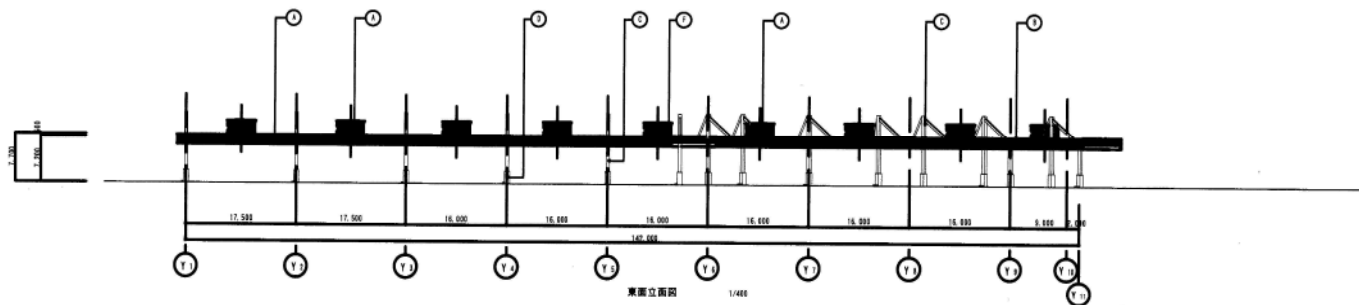
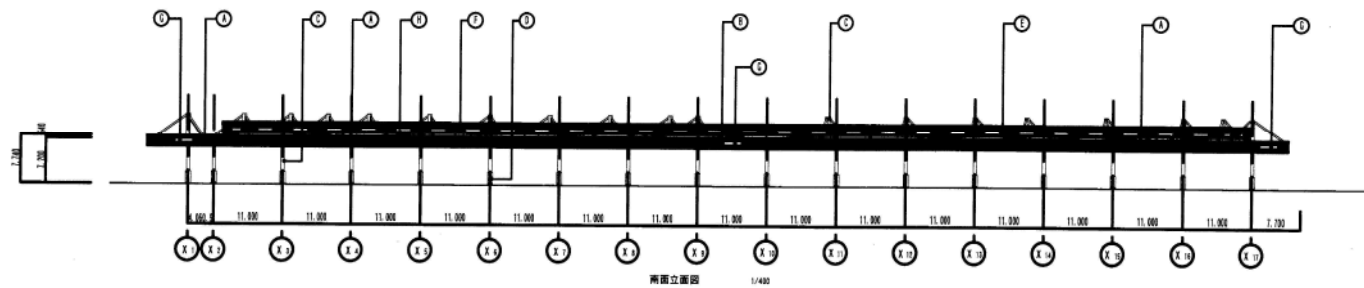
2005

札幌市中央卸売市場センターヤード新築工事

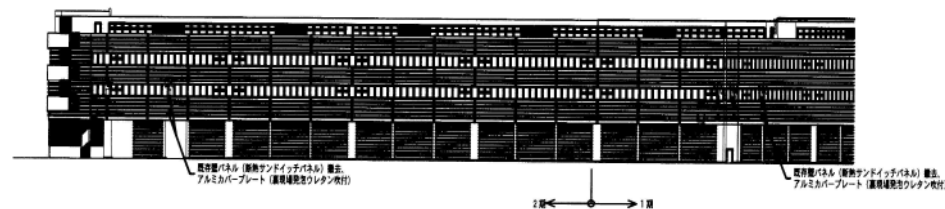
10/D

1/1000 設計 2005.10.10 本 図 表

屋根状態

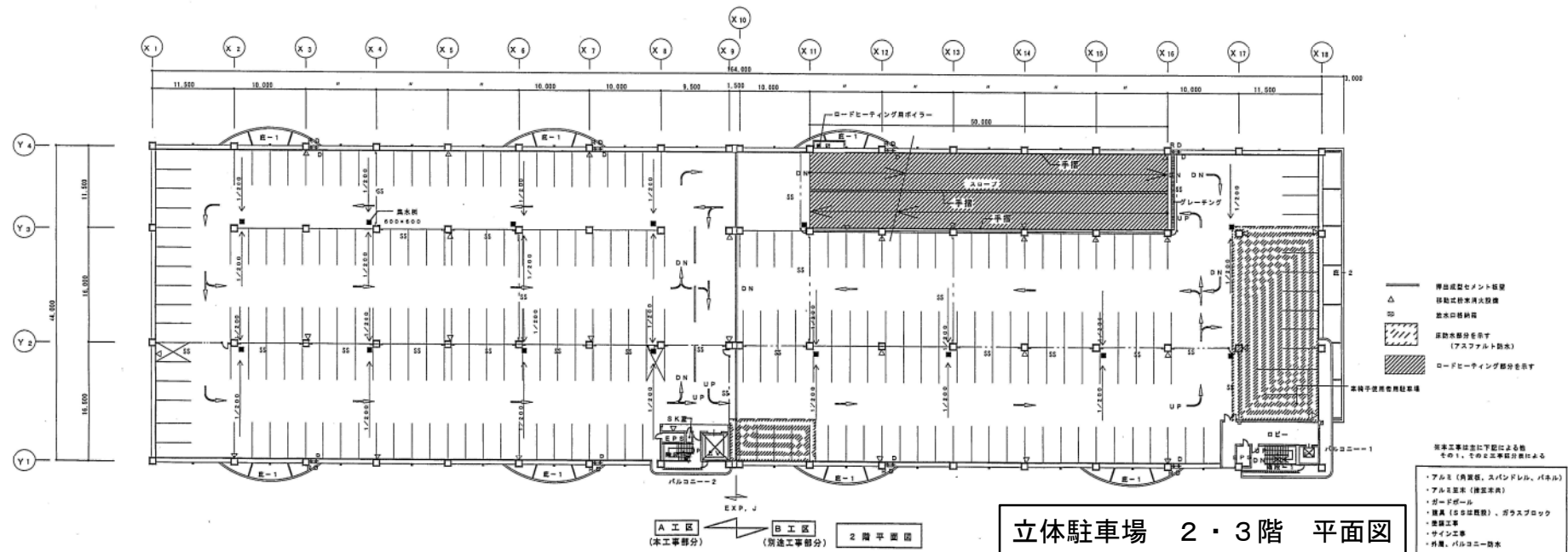
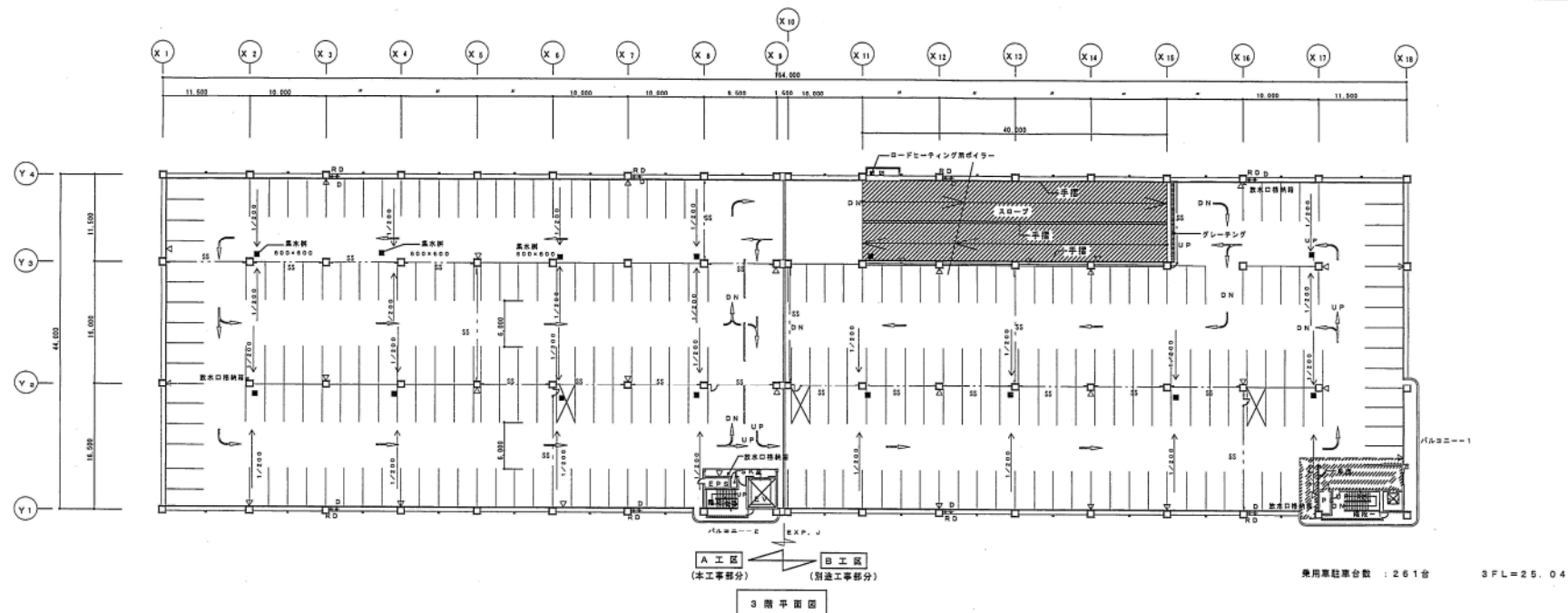


改修南面立面図 (南東棟) 1/400



改修南西側立面図 (水産棟) 1/400

①	角部鉄骨 1:1.4 (アルミバラム鋼製)	②	アルミ窓木 (窓部品)	③	鉄部: 鋼止透板の上HP	④	コンクリート打設: 鋼止透板の上	⑤	防電ネット	⑥	鋼合板: 1=0.4	⑦	外装鉄板表示
特記: 訂正: ド・コン・久米設計特定共同企業体 1 代表者 代表者 代表者 代表者 代表者													
札幌市中央卸売市場センターヤード新築工事 11/D												328	



立体駐車場 2・3階 平面図

2014年 建設設計・高岡・日本都市・SINON特定共同企業体

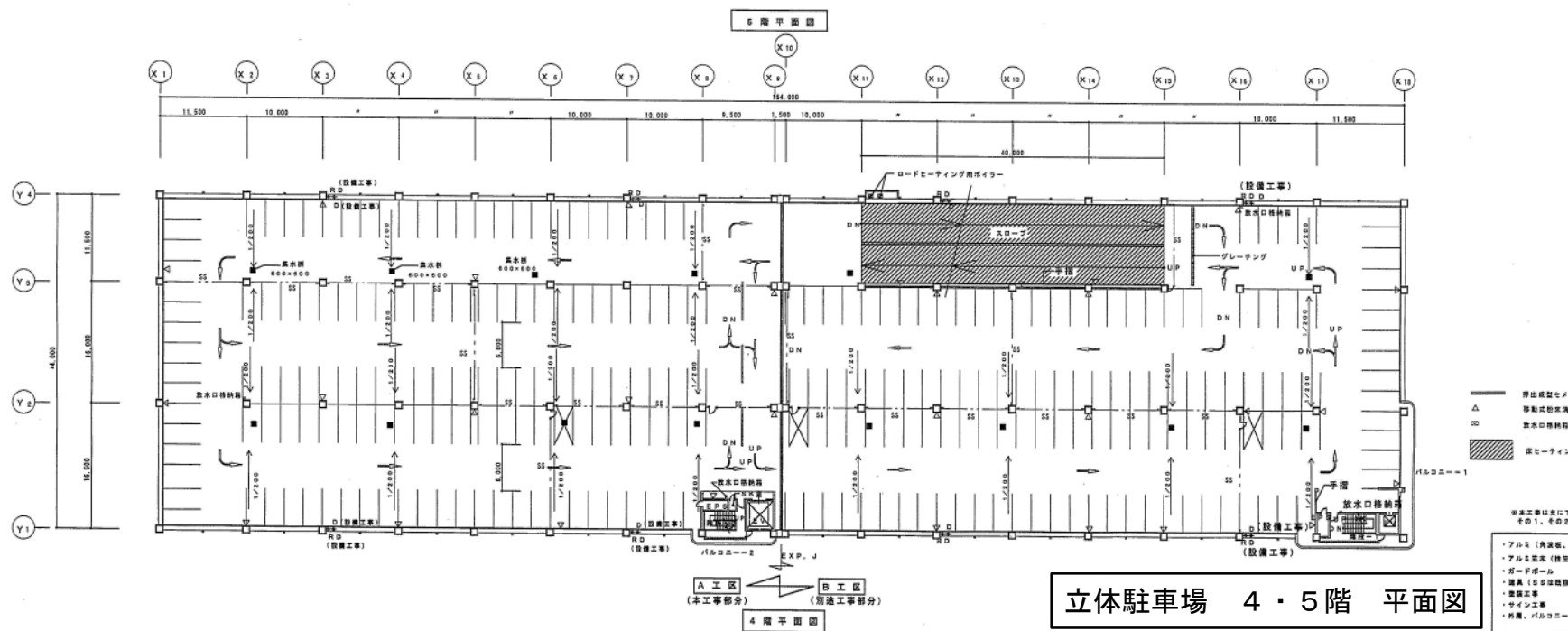
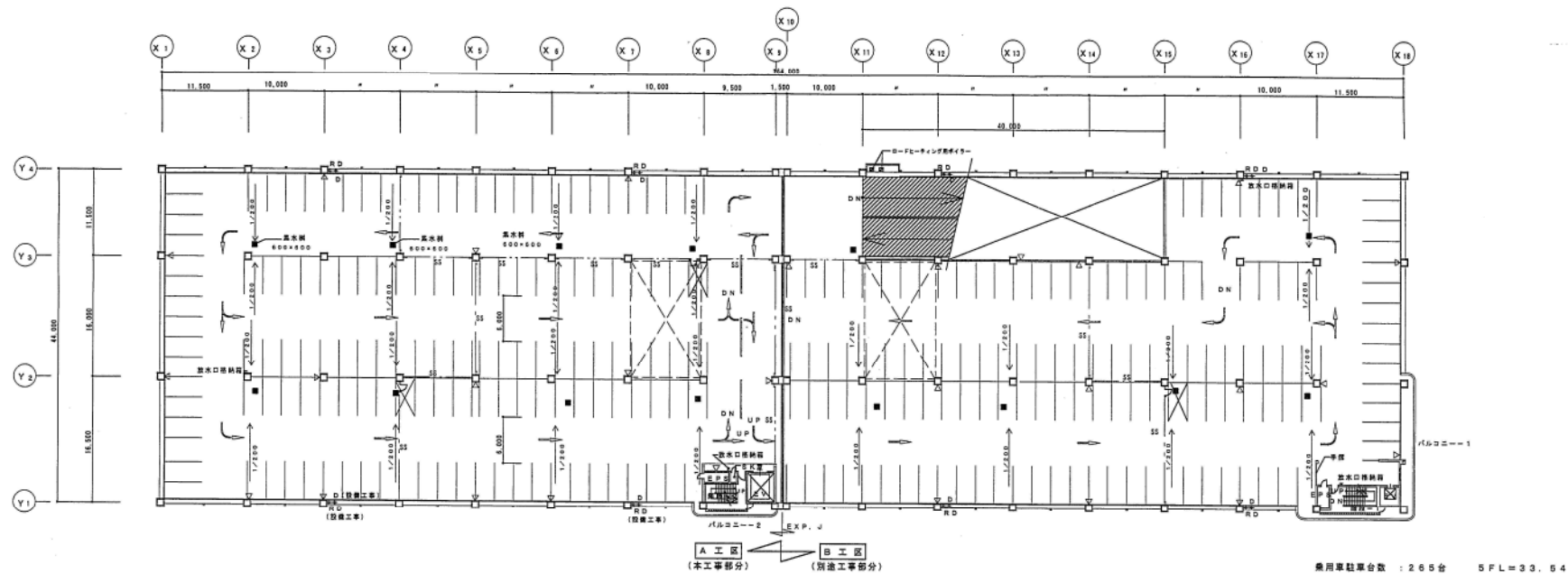
1 建設設計事務所 建設設計(株) 2階
建設設計事務所 建設設計(株) 2階
建設設計事務所 建設設計(株) 2階

11年 3月 1日

札幌市中央区南一条市立立体駐車場建設工事
新築立体工事A区その2

2階、3階平面図

縮尺 1:300 図説 13



立体駐車場 4・5階 平面図

道開発・建設設計・高岡・日本都市・SINON特定共同企業体

1級建築士事務所 高岡 (印) 2号
建設コンサルタント登録 40-105
1級建築士事務所
〒118-0146 東京都文京区

11月 3月 1日

工務部

札幌市中央区南一条市立駐車場新築工事
新築主体工事A工区その2

図面名

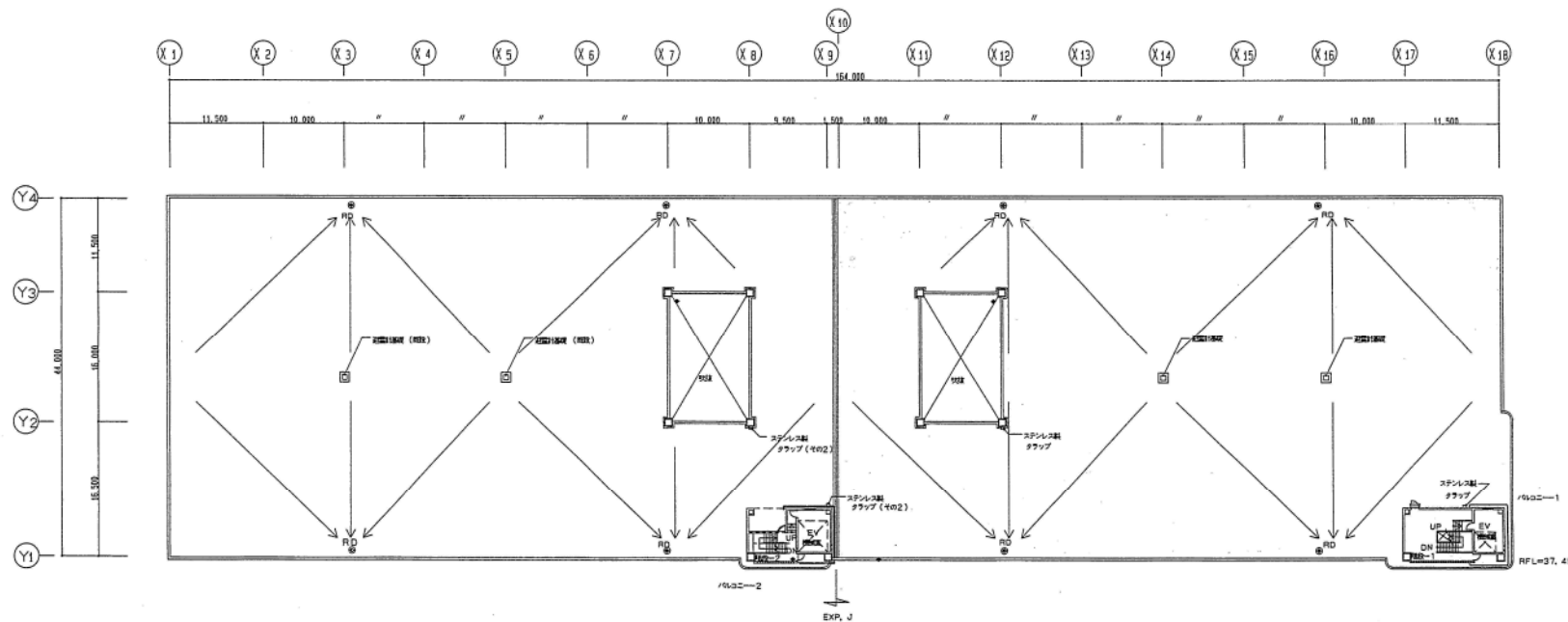
4階、5階平面図

縮尺

1:300

図号

14



※本工事は主に下記による他
その1、その2工事区分表による

- ・アルミ（角流板、スパンドレル、パネル）
- ・アルミ笠木（捨笠木共）、水切り
- ・ステンレス製タラップ
- ・建具、ガラスブロック
- ・塗装工事
- ・アスファルト防水

